

お知らせ

尾島図書館の休館

尾島図書館 ☎0276-60-7288

期間 9月22日(水)～28日(火)

※図書はブックポストへ、CD・DVDは開館日にカウンターに返却してください。

東・西サービスセンターの臨時休業

市民課 ☎0276-47-1937

期間 9月18日(土)～20日(月祝)

住まいの耐震化をしましょう

建築指導課 ☎0276-47-1837

昭和56年以前に建築した木造住宅は耐震性が不足している恐れがあります。

市ではこれらの住宅を対象に、耐震診断者を派遣し診断を行っています。また耐震改修工事費の補助も行って

います。詳しくは

こちら▶



差し押さえ不動産の公売

収納課 ☎0276-47-1935

入札期間 11月8日(月)～19日(金)

※郵送は必着、窓口は午後5時まで受け付けます。

開札日時 24日(水)、午前10時

開札会場 市役所6階6B会議室

対象物件地域 植木野町、由良町、只上町、富若町

※農地の場合は買受適格証明書(農業委員会)で交付が必要です。

※詳しくは市HPをご覧ください。

まちづくり

都市計画原案の閲覧と公聴会

下水道課 ☎0276-47-1949

閲覧

都市計画の種類 下水道

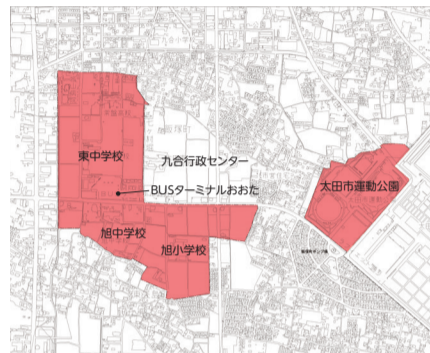
内容 市公共下水道計画に飯塚町、西矢島町、東矢島町および内ヶ島町の各一部(約76ha)を追加

閲覧期間 9月3日(金)～17日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

会場 下水道課(市役所8階)

※原案は市HPでも閲覧できます。



公聴会

日時 9月29日(水)、午後2時～

※公述人がいない場合は中止します。

会場 群馬東部水道企業団太田本所2階2C会議室

公述の申し出 希望者は9月17日(金)まで(必着)に、閲覧会場にある申出書に記入して郵送または直接、下水道課(〒373-8718 住所不要)へ

公述人の選定 申し出た人の中から市長が選定

傍聴 当日直接、会場へ

※会場の都合で入場できない場合があります。

9月1～10日は屋外広告物適正化旬間

都市計画課 ☎0276-47-1839

巡回パトロールを実施し、違反簡易広告物(張り紙など)を除却します。

屋外広告物とは

一定期間以上継続して屋外で公衆に向けて表示される物(建物の壁面に付いている物、道路沿いの看板、貼り紙、アドバルーン広告など)です。

表示には許可が必要です

広告物は宣伝のために重要ですが、無秩序な設置は景観などに悪影響を与えることがあるため、表示前に市の許可が必要です。

表示ルールがあります

広告物を表示してはいけない禁止地域や物件があります。表示してもよい地域でも大きさの制限や設置不可の場所があるので、詳しくは問い合わせください。

ボランティアに登録しませんか

景観ボランティアになると、電柱や河川フェンス、ガードレールなどの禁止物件に貼られた違反簡易広告物を除却できます。講習を受講して登録(傷害保険に加入)し、2人以上で活動します。

※除却に必要な道具は貸し出します。

申し込み 直接、都市計画課(市役所7階)へ



農業

農作業の前には安全確認を忘れずに

農業政策課 ☎0276-20-9714

事故を防止するため、作業前には次の点に十分注意しましょう。

- 正確な機械操作 機械の操作は正確かつ慎重に行いましょう
- 危険な箇所の把握 坂道や路肩などからの転落に気を付けましょう
- 安全確認の徹底 機械を動かす際には周りに人がいないか確認しましょう
- 十分な休息 作業中はこまめに休憩を取りましょう

トラクターの公道走行は大型特殊・けん引免許が必要になる場合があります

農業政策課 ☎0276-20-9714

農作業機を直接装着またはけん引した状態の農耕トラクターの公道走行には、次の点に注意ください。

- 大型特殊免許が必要となる場合 次のいずれか一つでも超える
 - ・車体の寸法が長さ4.7m、幅1.7m、高さ2m
 - ・最高速度15km/h
- けん引免許が必要となる場合 車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引するとき

灯火装置、反射器を他の車両から確認できるように取り付けましょう
※ランプ類、反射器、バックミラーなどの装着が必要です。

※詳しくは農林水産省HPをご覧ください。



国民健康保険(国保)加入の皆さまへ

保険証を更新します

10月1日から有効の保険証を9月下旬に郵送します。

※今の保険証の有効期限は9月30日(木)です。期限が過ぎたら廃棄するか、国民健康保険課(市役所1階)または各行政センター(太田行政センターを除く)、東・西サービスセンターへ返却してください。

お知らせ

令和4年8月から保険証と高齢受給者証を一体化します

これまで国民健康保険に加入している70～74歳の人は医療機関などを受診する際、保険証と高齢受給者証の両方を提示する必要がありましたが、今回の更新から一枚になります。

新しい保険証の有効期限は4年7月31日です

ただし、次の人は変更になります。

- ①75歳以上の人は後期高齢者医療制度の被保険者になるため、75歳の誕生日の前日まで
- ②外国籍の人で在留期限が7月31日以前の場合は、在留期限の翌日まで

手続きはお済みですか

就職などで会社の健康保険などに加入した場合やその扶養家族になったときは、国保を脱退する手続きが必要です。

国保税について

国保に加入すると被保険者は国保税を負担することになります。

災害などの特別な事情もなく滞納すると、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付することになります。資格証明書で受診すると、診療費の全額(10割)を支払い、後日申請により保険給付の払い戻しが受けられます。

納付に関しては納税相談を行っているので、気軽に相談ください。

ジェネリック医薬品を利用ください

低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品で、薬代が節約でき医療費の節減にもつながります。

※医師の判断によりジェネリック医薬品へ変更できない場合があります。

保険証・国保税の賦課に関すること=国民健康保険課 ☎0276-47-1825

国保税の納付に関すること=収納課 ☎0276-47-1946